

# 仕様書

## 1 名称

地域生活安定支援事業等にかかる事務用品 レバー式アーチファイル外 44 点買入

## 2 明細

別紙のとおり

## 3 納入期限

令和6年7月31日（水）

## 4 納入場所

大阪市生野区役所保健福祉課（福祉サービス）2階21番窓口

## 5 特記事項

- (1) 見積書の提出にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合（同等品の可否を含む）は質問期間内に指定の方法によりよく資し、その内容を熟知の上見積書を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後の仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (2) 本市とのやりとりは、日本語で行うこと。
- (3) 突発的な事由等による修正等が発生した場合は、すみやかに双方協議し定める。
- (4) 大阪市グリーン調達方針等関係法令を遵守し、物品を調達すること。  
グリーン調達方針：<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html>
- (5) 物件の搬入などの際は、来庁者の安全確保に十分配慮した上で建物及びそれに付随する設備等を損傷することがないように、十分な措置を講じること。なお、万一、設備等に損傷を与えた場合は受注者において完全に修復すること。
- (6) 納入後、不良品、欠陥品が判明した場合、若しくは通常の使用状態の下で障害が発生した場合は、本市担当者の指示を受け新品と交換すること。
- (7) 契約相手方に関しては、内訳単価を明記した明細書を別途提出すること。

## 6 担当

大阪市生野区役所保健福祉課（福祉サービス） 担当：黒田

住所：大阪市生野区勝山南3丁目1番19号 生野区役所2階21番窓口

（電話番号 06-6715-9857）

## グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車(以下「グリーン配送適合車」という。)を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車 NOx・PM 法)」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。  
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
  - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
  - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課  
自動車排ガス対策グループ  
電話:06-6615-7965

## コンプライアンスに係る特記仕様書

### (条例の遵守)

第1条 請負者および請負者の役職員は、請負(工事(建物修繕含む)、印刷、製本、広告、不動産以外の物件の製造・加工・修繕)及び業務委託((以下「当該業務」という。)の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

- 第2条 請負者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(生野区役所)へ報告しなければならない。
- 2 請負者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(生野区役所)へ報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条 請負者及び請負者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 請負者の役職員又は請負者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)

第5条 発注者は、請負者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。(指定管理者の指定を取り消すことができる。)

(発注者:大阪市 請負者:請負事業者)

## 特記仕様書

第1条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の企画総務課(連絡先:06-6715-9001)に報告しなければならない。